

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年 5月 25日

和歌山県知事 様

提出者 〒640-8159
 住 所 和歌山市十一番丁47番地
 氏 名 株式会社 きんでん和歌山支店
 執行役員支店長 吉川 正永
 電話番号 073-431-2300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 きんでん和歌山支店
事業場の所在地	和歌山市十一番丁47番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	08 設備工事業
②事業の規模	元請完成工事高 41億円
③従業員数	149人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の一連の処理については、事業所対応とし、本店へは期末ごとに実績を報告している。事業所(バツカンの配置) → 中間処理会社 → 最終処分(埋め立て他)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 2 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	がれき類	金属くず	廃油
	排出量	0.12 t	5.59 t	1674.89 t	4.95 t	0.86 t
①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理管理組織図に廃棄物処理の管理組織および管理者を定めており、廃棄物の種類・分別・量の管理に努めている。 ・ 事業所・現場において、産業廃棄物管理票交付等状況報告書により、廃棄物の種類・量を把握している。 ・ 発生量についても、マニフェスト伝票により適正に把握して分別処理による廃棄物の発生抑制に努めている。 					
	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	がれき類	金属くず	廃油
	排出量	0.07 t	3.07 t	921.19 t	2.72 t	0.47 t
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理管理組織図の廃棄物処理管理組織に則り、管理者による廃棄物の種類・分別・量の管理を継続する。 ・ 廃棄物処理について、さらに再生利用、減量化、適正処理に向け本店と緊密に連携した管理体制をとる。 ・ 産業廃棄物全般において、法令関係・指導事項等の情報提供を行う。 					

産業廃棄物の分別に関する事項

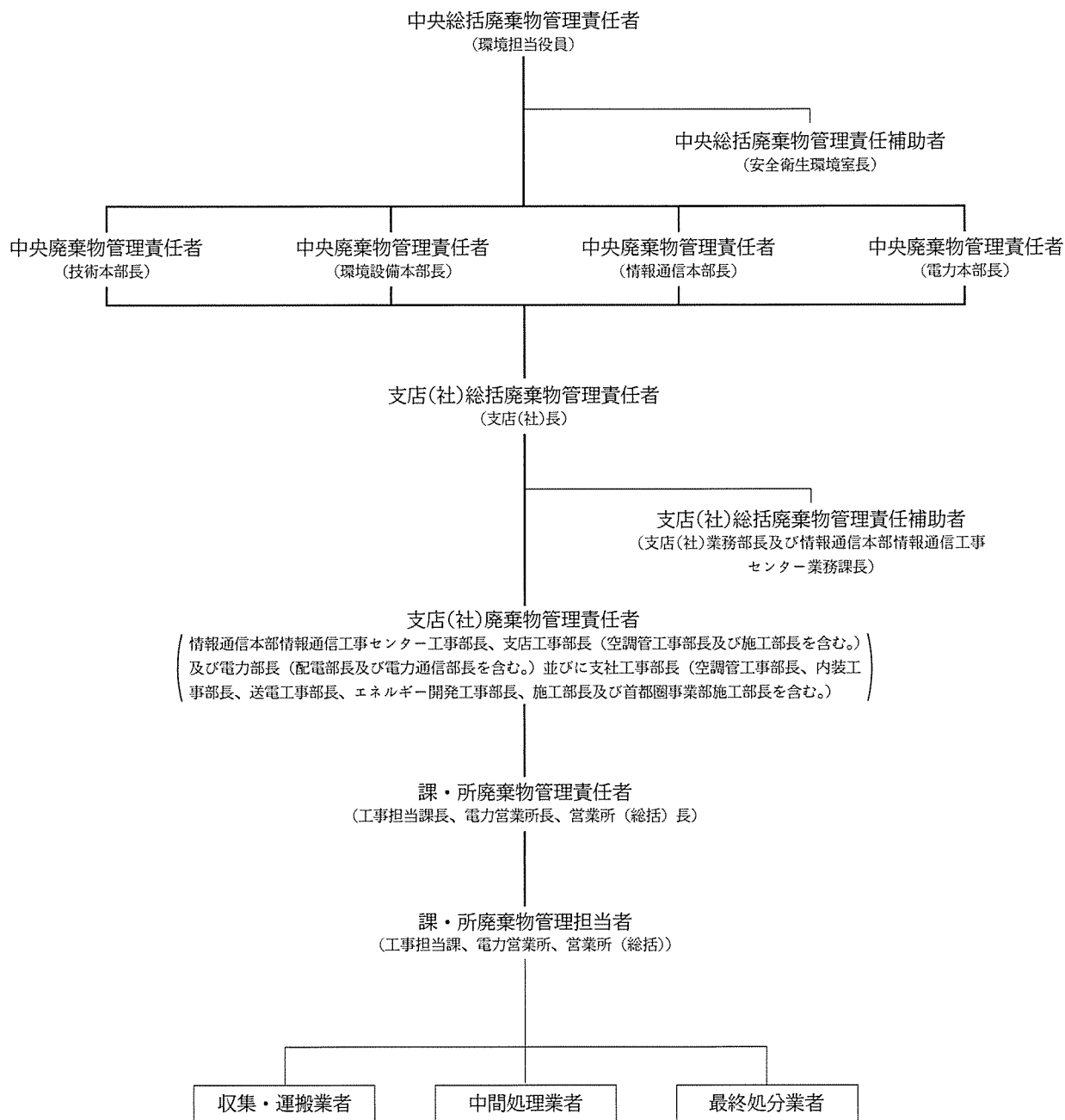
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生量は、マニフェスト伝票により把握している。 ・ 一般廃棄物・産業廃棄物に分別。 ・ 廃棄物の種類ごとに分別を行い、会議体等で周知・指示している。
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類ごとにバツカンの設置を行い、分別に対する意識の高揚により発生抑制に努める。 ・ 継続してマニフェストによる現状把握を半期に一度行い、種類ごとの発生量の把握を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	—				
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	—				
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	—				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) なし。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（ 2 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	がれき類	金属くず	廃油
	全処理委託量	0.12 t	5.59 t	1674.89 t	4.95 t	0.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.12 t	5.59 t	1674.89 t	4.95 t	0.86 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 委託基準に従って産業廃棄物を委託できる会社を選定して、書面による契約を実施している。 確認事項は、許可の有無・品目・事業の範囲・許可期限・積替え保管施設の状況。 産業廃棄物収集運搬車の標示確認。 紙マニフェストの発行責任者を決めて管理している。 					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	がれき類	金属くず	廃油
	全処理委託量	0.07 t	3.07 t	921.19 t	2.72 t	0.47 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.07 t	3.07 t	921.19 t	2.72 t	0.47 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託する会社の処分方法、能力が適切かどうかを現地に出向き確認する。 ・再生利用するための処理を委託する場合は、再生処理会社に直接委託する。 ・管理者が責任をもってマニフェストの管理・契約の有無確認を継続する。 					
※事務処理欄						

廃棄物処理管理組織図



※首都圏事業部の廃棄物処理管理組織は、東京支社、横浜支社、東関東支社、北関東支社に含むものとする。
※支店(社)には、情報通信本部情報通信工事センターを含むものとする。